

貸借対照表注記（第93期）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（上場株式及び上場投資信託は、決算日前1ヵ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
| その他 | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、該当キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,736百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 |
- また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（76百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,650,650百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,782,453百万円 |
| 差引額 | △ 131,803百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月31日現在） | 0.4352% |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金80百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額59百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額6,313百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は196百万円、延滞債権額は10,985百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は225百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,411百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,818百万円であります。
- なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,009百万円であります。
19. 担保に供している資産
- | | |
|------|-----------|
| 定期預金 | 13,000百万円 |
| 有価証券 | 3,729百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|--------|----------|
| 借入金 | 8,099百万円 |
| コールマネー | 3,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金10,000百万円及び有価証券1,093百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には保証金96百万円が含まれております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △315百万円
21. 出資1口当たりの純資産額 212円25銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など各与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「コールマネー」であります。
- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、4,785百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。
- なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
- (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	198,309	198,750	441
(2) 有価証券（※）			—
その他有価証券	36,049	36,049	
(3) 貸出金（※）	329,932		
貸倒引当金	△ 1,931		
	328,000	333,518	5,518
金融資産計	562,359	568,318	5,959
(1) 預金積金（※）	536,131	536,459	328
(2) 借入金（※）	8,099	8,210	110
(3) コールマネー（※）	10,000	9,999	△ 0
金融負債計	554,231	554,670	438

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーの「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
- ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (3) コールマネー
コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	28
組外出資金 (※2)	15
合 計	44

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 組外出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (※1)	156,409	38,400	—	3,500
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	2,324	11,397	9,591	8,763
貸出金 (※2)	43,495	95,916	74,012	107,132
合 計	202,229	145,713	83,603	119,395

(※1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (※)	454,199	81,677	14	240
借入金	553	3,208	4,337	—
コールマネー	10,000	—	—	—
合 計	464,752	84,885	4,351	240

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、25.も同様であります。

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	440	332	107
	債券	23,513	22,466	1,046
	国債	8,373	7,574	799
	地方債	8,252	8,067	184
	社債	6,887	6,824	63
	その他	2,047	1,743	303
	小 計	26,001	24,543	1,457
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,800	2,270	△ 470
	債券	8,121	8,215	△ 93
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	8,121	8,215	△ 93
	その他	126	131	△ 5
	小 計	10,048	10,617	△ 569
合 計		36,049	35,160	888

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,174	163	126
債券	1,627	146	—
国債	1,627	146	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,376	168	132
合 計	4,177	478	259

26. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- 当事業年度における減損処理額は、23百万円（うち、株式23百万円）であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準は、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて50％程度またはそれ以上に下落した場合、もしくは、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて30％以上50％未満であっても、過去の一定期間における時価推移や発行会社の業績推移等を勘案して、回復の可能性の合理的な反証がない場合としております。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けをを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,573百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが12,583百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,383百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	192百万円
減損損失	77百万円
減価償却費	60百万円
未収利息	44百万円
その他	124百万円
繰延税金資産小計	1,882百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△821百万円
評価性引当額小計	△821百万円
繰延税金資産合計	1,060百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	245百万円
前払年金費用	21百万円
固定資産圧縮積立額	13百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	281百万円
繰延税金資産の純額	779百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰延期限の金額
当事業年度（令和2年3月31日）

(単位:百万円)							
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	192	192
評価性引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	192	(※2) 192

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(※2) 税務上の繰越欠損金192百万円（法定実効税率を乗じた額）について、その全額につき繰延税金資産を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み額等により、全額回収可能と判断したため、評価性引当金を認識しておりません。

29. 追加情報
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、前年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金にはその他の出資金7,300百万円が含まれております。

損益計算書注記（第93期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額7円95銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
千葉県流山市内	営業店舗	土 地	864
千葉県流山市内	営業店舗	建 物	710
合 計			1,575

資産におけるグルーピングのうち営業店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を最小単位としてグルーピングを行っております。市川本部、城東本部、事務センター、倉庫施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

地価の著しい下落及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスになった店舗が発生したことにより、資産グループ2カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,575千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、割引率2.00%による使用価値及び正味売却価額のいずれか高い方によっております。

なお、重要な資産に係る正味売却価額については、不動産鑑定評価基準（国土交通省 平成14年7月2日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

経営指標

主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益（千円）	9,620,657	8,741,906	8,872,046	7,567,916	7,754,071
経常利益（千円）	3,142,253	2,497,355	2,127,814	1,145,470	1,025,113
当期純利益（千円）	2,113,454	2,000,225	1,687,554	1,068,525	950,943
出資総額（百万円）	13,349	13,356	13,355	13,305	13,208
普通出資金（百万円）	6,049	6,056	6,055	6,005	5,908
優先出資金（百万円）	3,102	2,372	—	—	—
その他の出資金（百万円）	4,197	4,927	7,300	7,300	7,300
出資総口数（千口）	137,985	134,138	121,118	120,119	118,176
普通出資金（千口）	120,985	121,138	121,118	120,119	118,176
優先出資金（千口）	17,000	13,000	—	—	—
純資産額（百万円）	27,388	27,355	24,150	25,159	25,082
総資産額（百万円）	526,301	530,505	540,788	554,742	580,771
預金積金残高（百万円）	496,789	501,414	514,727	523,192	536,131
貸出金残高（百万円）	303,455	307,453	318,661	329,015	329,932
有価証券残高（百万円）	40,247	41,083	35,510	36,917	36,094
単体自己資本比率（％）	10.00	9.88	8.29	8.50	8.69
出資に対する配当金（百万円）	182	167	120	119	118
（出資1口当たり（円））	1円32銭	1円24銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭
普通出資金（百万円）	120	120	120	119	118
（出資1口当たり（円））	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭
優先出資金（百万円）	62	47	—	—	—
（出資1口当たり（円））	3円65銭	3円65銭	—	—	—
役員数（人）	14	14	14	13	13
うち常勤役員数（人）	9	9	9	9	9
職員数（人）	455	455	462	443	427
会員数（人）	48,840	48,443	48,043	47,294	46,669

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。
2. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、2017年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。

業務粗利益

	2018年度	2019年度
資金運用収支	6,281,909	6,090,446
資金運用収益	6,440,271	6,268,327
資金調達費用	158,361	177,881
役務取引等収支	△212,471	△205,618
役務取引等収益	692,806	705,864
役務取引等費用	905,278	911,483
その他の業務収支	118,311	164,696
その他業務収益	124,251	303,836
その他業務費用	5,939	139,139
業務粗利益	6,187,749	6,049,525
業務粗利益率	1.13	1.05

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

業務純益

	2018年度	2019年度
業務純益	1,080,942	1,142,302
実質業務純益		1,145,472
コア業務純益		999,730
コア業務純益		999,730
（投資信託解約損益を除く。）		

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。
なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	545,411	570,791	6,440,271	6,268,327	1.18	1.09
うち貸出金	322,167	327,190	5,664,491	5,494,941	1.75	1.67
うち預け金	186,911	205,398	336,262	283,734	0.17	0.13
うち有価証券	33,896	35,770	378,518	428,597	1.11	1.19
資金調達勘定	536,557	560,744	158,361	177,881	0.02	0.03
うち預金積金	528,399	542,927	146,392	153,165	0.02	0.02
うち譲渡性預金	5,474	9,632	727	3,845	0.01	0.03
うち借入金	2,469	7,737	9,809	19,485	0.39	0.25

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2018年度456百万円、2019年度468百万円）を、控除して表示しております。

役務取引等収支の内訳

	2018年度	2019年度
役務取引等収益	692,806	705,864
受入為替手数料	358,614	357,185
その他の役務収益	334,191	348,679
役務取引等費用	905,278	911,483
支払為替手数料	116,036	115,228
その他の役務費用	789,241	796,255

その他の業務収支の内訳

	2018年度	2019年度
その他業務収益	124,251	303,836
外国為替売買益	218	34
国債等債券売却益	93,747	278,601
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	30,285	25,199
その他業務費用	5,939	139,139
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	132,859
その他の業務費用	5,939	6,279

受取・支払利息の増減

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	176,496	△400,446	△223,950	278,718	△450,661	△171,943
うち貸出金	163,410	△361,971	△198,561	84,344	△253,895	△169,551
うち預け金	18,805	△30,904	△12,099	25,537	△78,064	△52,527
うち有価証券	△48,632	35,369	△13,263	20,922	29,157	50,079
支払利息	4,413	△10,516	△6,103	7,139	12,381	19,520
うち預金積金	3,322	△14,438	△11,116	4,025	2,748	6,773
うち譲渡性預金	96	△678	△581	553	2,564	3,117
うち借入金	8,844	△3,307	5,537	13,266	△3,589	9,677

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.18	1.09
資金調達原価率	0.94	0.90
総資金利鞘	0.24	0.19

利益率

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.20	0.17
総資産当期純利益率	0.19	0.16

(注) 総資産経常（当期純）利益率 $= \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預貸率・預証率

(単位：％)

預 貸 率	期 末 残 高 期 中 平 均	2018年度	2019年度
		62.88	61.53
預 証 率	期 末 残 高 期 中 平 均	60.34	59.21
		7.05	6.73
		6.34	6.47

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$ (注) 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

(注) 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

預金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 ％)

	2018年度		2019年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	227,699	43.5	233,579	43.6
当座預金	8,190	1.6	8,022	1.5
普通預金	213,501	40.8	218,250	40.7
貯蓄預金	3,213	0.6	3,080	0.6
通知預金	327	0.1	359	0.1
別段預金	2,182	0.4	3,598	0.7
納税準備預金	283	0.1	267	0.0
定 期 性 預 金	295,493	56.5	302,552	56.4
定期預金	284,867	54.5	291,770	54.4
定期積金	10,625	2.0	10,781	2.0
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
小 計	523,192	100.0	536,131	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	523,192	100.0	536,131	100.0

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
流 動 性 預 金	231,418	234,268
うち有利息預金	197,352	199,728
定 期 性 預 金	295,217	306,861
うち固定金利定期預金	284,847	296,344
うち変動金利定期預金	20	20
そ の 他	1,762	1,797
小 計	528,399	542,927
譲 渡 性 預 金	5,474	9,632
合 計	533,873	552,559

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
定 期 預 金	284,867	291,770
固定金利定期預金	284,838	291,744
変動金利定期預金	20	20
その他	8	5

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 ％)

	2018年度		2019年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	1,397	0.4	1,009	0.3
手 形 貸 付	4,870	1.5	4,842	1.5
証 書 貸 付	317,540	96.5	319,000	96.7
当 座 貸 越	5,207	1.6	5,079	1.5
合 計	329,015	100.0	329,932	100.0

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
割 引 手 形	1,274	1,108
手 形 貸 付	5,169	4,925
証 書 貸 付	310,690	316,471
当 座 貸 越	5,033	4,685
合 計	322,167	327,190

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利・変動金利の貸出金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金	329,015	329,932
固定金利	86,564	85,857
変動金利	242,450	244,075

貸出金使途別残高

(単位：残高 百万円、構成比 ％)

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	237,285	72.1	236,665	71.8
運 転 資 金	91,729	27.9	93,266	28.2
合 計	329,015	100.0	329,932	100.0

住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
住 宅 ロ ー ン	66,453	67,555
消 費 者 ロ ー ン	17,590	16,575

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当 金 庫 預 金 積 金	4,984	4,318
有 価 証 券	105	105
動 産	—	—
不 動 産	122,171	119,135
そ の 他	—	—
小 計	127,262	123,559
信 用 保 証 協 会 等	65,899	66,690
保 証	53,352	53,875
信 用	82,500	85,807
合 計	329,015	329,932

貸出金業種別内訳

(単位：先、残高 百万円、構成比 %)

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	389	7,969	2.4	368	7,493	2.3
農 業 、 林 業	6	42	0.0	4	30	0.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,068	21,393	6.5	1,070	20,328	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	38	682	0.2	37	603	0.2
運 輸 業 、 郵 便 業	135	4,228	1.3	136	4,165	1.3
卸 売 業 、 小 売 業	777	15,364	4.7	727	15,293	4.6
金 融 業 、 保 険 業	11	2,242	0.7	13	2,286	0.7
不 動 産 業	1,189	125,403	38.1	1,201	124,750	37.8
物 品 賃 貸 業	12	1,280	0.4	12	1,126	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	65	835	0.3	65	878	0.3
宿 泊 業	8	638	0.2	8	599	0.2
飲 食 業	313	3,571	1.1	313	3,834	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	168	3,975	1.2	174	3,928	1.2
教 育 、 学 習 支 援 業	28	1,228	0.4	31	1,364	0.4
医 療 、 福 祉	102	1,737	0.5	105	1,860	0.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	405	9,136	2.8	411	9,107	2.7
小 計	4,714	199,731	60.7	4,675	197,652	59.9
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	9	28,086	8.5	10	29,805	9.0
個 人	14,647	101,197	30.8	13,939	102,473	31.1
合 計	19,370	329,015	100.0	18,624	329,932	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当 金 庫 預 金 積 金	17	11
不 動 産	82	69
小 計	100	80
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	2	1
保 証	—	—
信 用	50	0
合 計	152	83

貸倒引当金

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	283	195	286	3
個 別 貸 倒 引 当 金	1,675	△ 87	1,645	△ 30
合 計	1,958	108	1,931	△ 27

貸出金償却

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却 額	177,120	223,497

リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
破綻先債権額 (A)	214	196
延滞債権額 (B)	11,967	10,985
合計 (C) = (A) + (B)	12,181	11,181
担保・保証額 (D)	9,352	8,630
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) − (D)	2,828	2,551
個別貸倒引当金 (F)	1,638	1,610
同引当率 (%) (G) = (F) / (E)	57.91	63.10

3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	164	225
貸出条件緩和債権額 (I)	2,581	2,411
合計 (J) = (H) + (I)	2,745	2,636
担保・保証額 (K)	1,839	2,223
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) − (K)	905	412
貸倒引当金 (M)	137	120
同引当率 (%) (N) = (M) / (L)	15.18	29.19

リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
(C) + (J)	14,927	13,818

- (注)
- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 - 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - なお、これらの開示額 (A、B、H、I) は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」(D、K) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「個別貸倒引当金」(F) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額 (A) ・ 延滞債権額 (B) に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」(M) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額 (H) ・ 貸出条件緩和債権額 (I) に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,545	1,558
危険債権	10,676	9,661
要管理債権	2,745	2,636
正常債権	314,476	316,403
合計	329,444	330,260

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
金融再生法上の不良債権(A)	14,967	13,857
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,545	1,558
危険債権	10,676	9,661
要管理債権	2,745	2,636
保全額(B)	13,009	12,623
貸倒引当金(C)	1,813	1,765
担保・保証額(D)	11,195	10,857
保全率(%) (B)/(A)	86.91	91.09
担保・保証等控除後債権に対する引当率(%) (C)/((A)-(D))	48.07	58.87

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

新型コロナウイルス感染防止へのご協力をお願いについて

お客様にはご不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お客様へのご協力のお願い】

- 窓口でのお取引は、通常以上にお待ちいただく場合がございます。
- ATMをご利用する場合や、店内でお待ちいただく際には、他のお客様との間隔を十分にお空けください。
- お振込みや現金の入出金のお取引はATMやインターネットでもお取扱いが可能です。
- ご来店時にはマスク着用のご協力をお願いします。
- 発熱や風邪の症状がある方は、ご来店をお控えください。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別残存期間別残高

2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	10,144	—	10,144
地方債	260	994	3,714	3,604	—	—	—	8,573
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,235	2,833	2,127	1,133	4,343	—	—	13,673
株式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
外国証券	—	—	215	229	—	—	—	444
その他の証券	—	15	4	—	6	—	2,222	2,249

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	8,373	—	8,373
地方債	170	2,037	4,302	1,742	—	—	—	8,252
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,154	1,699	3,146	2,407	5,210	390	—	15,008
株式	—	—	—	—	—	—	2,269	2,269
外国証券	—	211	—	230	—	—	—	442
その他の証券	3	—	3	—	9	—	1,731	1,747

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
国債	7,624	9,053
地方債	8,500	8,175
短期社債	—	—
社債	13,835	14,091
株式	1,560	2,183
外国証券	372	377
その他の証券	2,002	1,888
合計	33,896	35,770

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,082	857	224	440	332	107
	債 券	32,190	30,716	1,474	23,513	22,466	1,046
	国 債	10,144	9,060	1,084	8,373	7,574	799
	地 方 債	8,573	8,327	245	8,252	8,067	184
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,473	13,327	145	6,887	6,824	63
	そ の 他	2,411	1,986	424	2,047	1,743	303
	小 計	35,684	33,560	2,124	26,001	24,543	1,457
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	721	830	△109	1,800	2,270	△470
	債 券	200	200	△0	8,121	8,215	△93
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	△0	8,121	8,215	△93
	そ の 他	267	274	△6	126	131	△5
	小 計	1,188	1,305	△116	10,048	10,617	△569
合 計		36,872	34,865	2,007	36,049	35,160	888

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券	44	44
社 債	—	—
非 上 場 株 式	28	28
そ の 他 の 証 券	15	15

金銭の信託
該当ありません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

金庫の子会社等に関する事項

子会社等の概況
該当ありません。

自己資本の充実の状況等

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,104	23,840
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,006	15,908
うち、利益剰余金の額	7,218	8,049
うち、外部流出予定額（△）	119	118
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	358	367
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	358	367
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152	86
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	23,615	24,294
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	77	79
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	77	79
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	350	172
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	45	76
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	473	328
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	23,142	23,966
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	258,419	262,663
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,504	△943
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,182	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	678	481
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,532	13,124
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	271,952	275,788
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.50%	8.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	258,419	10,336	262,663	10,506
① 標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	260,210	10,408	263,508	10,540
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,042	1,401	38,710	1,548
法人等向け	28,042	1,121	26,679	1,067
中小企業等向け及び個人向け	49,339	1,973	51,175	2,047
抵当権付住宅ローン	22,242	889	22,646	905
不動産取得等事業向け	86,195	3,447	87,378	3,495
3ヵ月以上上延滞等	1,051	42	1,308	52
取立未済手形	59	2	29	1
信用保証協会等による保証付	2,875	115	2,931	117
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	3,168	126	3,651	146
重要な出資のエクスポージャー	3,168	126	3,651	146
上 記 以 外	32,143	1,285	28,945	1,157
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,081	243	4,816	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に 算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,779	151	3,656	146
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,903	76	2,171	86
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達 手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	20,378	815	18,301	732
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	46	1	99	3
ルック・スルー方式	46	1	99	3
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	346	13	481	19
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額	△2,182	△87	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で 除して得た額	13,532	541	13,124	524
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	271,952	10,878	275,788	11,031

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の
中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポ
ージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券			
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	555,689	582,544	330,090	330,768	30,916	30,681	1,930	1,824
国	外	383	387	—	—	377	381	—	—
地 域 別 合 計		556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,063	1,930	1,824
製 造 業		11,430	13,705	8,673	8,176	1,998	4,298	114	48
農 業 、 林 業		87	69	87	69	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		25,040	24,009	25,040	23,998	—	—	115	271
電気・ガス・熱供給・水道業		202	247	—	—	200	200	—	—
情 報 通 信 業		1,032	1,126	763	667	—	300	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		4,997	5,354	4,523	4,461	300	700	120	46
卸 売 業 、 小 売 業		17,839	18,017	16,537	16,402	1,199	1,299	76	151
金 融 業 、 保 険 業		184,854	210,032	2,298	2,339	6,712	5,410	—	—
不 動 産 業		131,675	130,687	130,105	129,505	99	99	856	777
物 品 賃 貸 業		1,295	1,138	1,295	1,138	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,093	1,092	1,093	1,091	—	—	—	—
宿 泊 業		639	600	639	599	—	—	—	—
飲 食 業		4,685	4,859	4,585	4,855	100	—	160	129
生活関連サービス業、娯楽業		5,355	5,326	5,355	5,324	—	—	4	3
教育、学習支援業		1,288	1,425	1,288	1,424	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		2,212	2,337	2,212	2,336	—	—	—	—
そ の 他 の サービス		10,548	10,863	10,422	10,432	—	301	243	162
国・地方公共団体等		48,844	48,316	28,103	29,806	20,682	18,453	—	—
個 人		87,079	88,279	87,055	88,117	—	—	239	233
そ の 他		15,870	15,438	10	19	—	—	—	—
業 種 別 合 計		556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,603	1,930	1,824
1 年 以 下		163,876	169,410	23,737	20,941	3,487	2,320		
1 年 超 3 年 以 下		37,195	59,455	15,119	17,154	3,775	3,880		
3 年 超 5 年 以 下		32,428	34,540	26,540	27,190	5,887	7,335		
5 年 超 7 年 以 下		31,503	30,863	26,718	26,546	4,784	4,301		
7 年 超 1 0 年 以 下		45,425	42,075	41,127	36,801	4,297	5,251		
1 0 年 超		216,468	212,909	195,907	201,315	9,060	7,974		
期間の定めのないもの		29,176	33,677	938	818	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		556,072	582,932	330,090	330,768	31,293	31,063		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー
のことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. デリバティブ取引はありません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	87	283	—	87	283
	2019年度	283	286	—	283	286
個別貸倒引当金	2018年度	1,762	1,675	28	1,734	1,675
	2019年度	1,675	1,645	128	1,547	1,645
合 計	2018年度	1,850	1,958	28	1,821	1,958
	2019年度	1,958	1,931	128	1,830	1,931

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業	1	1	1	0	－	－	1	1	1	0	3	1
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	434	433	433	476	1	39	433	393	433	476	12	194
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	2	3	3	3	－	－	2	3	3	3	－	0
運輸業、郵便業	88	86	86	10	－	71	88	15	86	10	－	－
卸売業、小売業	80	52	52	47	20	－	59	52	52	47	147	0
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	565	497	497	515	－	－	565	497	497	515	0	2
物 品 賃 貸 業	38	49	49	46	－	－	38	49	49	46	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	1
宿 泊 業	19	27	27	27	－	－	19	27	27	27	－	－
飲 食 業	1	2	2	8	－	－	1	2	2	8	0	6
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	1	－	－	－	0	1	1	－	0	－
教育、学習支援業	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	426	433	433	433	－	12	426	420	433	433	0	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	102	87	87	74	6	4	96	83	87	74	13	17
合 計	1,762	1,675	1,675	1,645	28	128	1,734	1,547	1,675	1,645	177	223

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	55,653	—	60,899
10%	—	100	—	100
20%	171,122	4,776	192,047	3,119
35%	—	63,875	—	65,003
50%	26,308	1,211	29,407	492
75%	—	83,297	—	85,562
100%	400	145,280	903	141,069
150%	—	289	—	1,058
250%	—	3,755	—	3,269
合 計	197,831	358,241	222,359	360,573

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項 (信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー) (単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,717	5,799	29,266	29,075	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。



(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	1,803	1,803	2,240	2,240
非上場株式	28	28	28	28
その他	4,678	4,678	4,176	4,176
合 計	6,509	6,509	6,445	6,445

(注)「その他」には、投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2018年度	2019年度
売却益	98	332
売却損	17	259
償 却	－	23

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2018年度	2019年度
評価損益	465	△ 125

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	46	99
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,785	5,775	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	1,850	
3	スティープ化	3,829	4,993		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,785	5,775	1,850	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,966		23,142	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

報酬等に関する事項

<報酬体系について> 1. 対象役員 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。 (1) 報酬体系の概要 【基本報酬及び賞与】 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。 【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。 なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。 ア. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期 (2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>支払総額</th></tr><tr><td colspan="2">対象役員に対する報酬等</td><td>149</td></tr></table> (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。		区 分		支払総額	対象役員に対する報酬等		149	2. 上記の内訳は、「基本報酬」11.9百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」2.0百万円となっております。 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。 (3) その他 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。 2. 対象職員等 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。 (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。 2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。 3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。
区 分		支払総額						
対象役員に対する報酬等		149						